豐中市教育委員会表彰規則

教育委員会規則第23号

豊中市教育委員会表彰規程(昭和28年豊中市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、別に定めのあるもののほか、豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う表彰(以下「教育表彰」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(児童生徒表彰)

第2条 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(以下「学校」という。)に在籍する児童生徒個人(市民に限る。)又は市内の学校に在籍する児童生徒で構成する団体であって、顕著な成績を収め、又は他の模範となる行為をしたものがあるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

(教育功労者表彰)

第3条 市内に在住し、又は市内に所在する団体等に所属する個人であって、本市の教育の振興等について功労があったものがあるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

(青少年指導者表彰)

第4条 市内の青少年団体の青少年たる指導者個人であって、そ の活動に尽力し、今後とも活躍が期待されるものがあるときは、 教育委員会はこれを表彰することができる。

(特別表彰)

第5条 前3条に定めるもののほか、顕著な功績があった個人又は団体があるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

(選定)

第6条 第2条から前条までの規定による教育表彰の候補者の 選定は,豊中市教育委員会表彰審査会(以下「審査会」という。) を設置してこれを行う。 2 前項に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、豊 中市教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(表彰の時期)

- 第7条 教育表彰は、毎年5月3日に行うものとする。ただし、 教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条及び第5条の規定による教育表彰については、随時これを行うことができる。

(細目)

第8条 前各条に定めるもののほか,教育表彰について必要な事項は,教育長が別に定める。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。